

**精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費(精神通院)
診断書記入の際に注意していただきたい点**

参考書籍

- ・「精神保健福祉法詳解」精神保健福祉研究会（監修）／中央法規
- ・「精神保健福祉関係法令通知集」精神保健福祉研究会（編集）／ぎょうせい

手帳に関する参考通知

- ・精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項
（平成7年9月12日 健医精発第45号 厚生省保健医療局精神保健課長通知）
- ・精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準
（平成7年9月12日 健医発第1133号 厚生省保健医療局長通知）
- ・精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項
（平成7年9月12日 健医精発第46号 厚生省保健医療局精神保健課長通知）

自立支援医療費（精神通院医療）に関する参考通知

- ・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱
（平成18年3月3日 障発第0303002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 別記 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定判定指針

【精神障害者保健福祉手帳】

- 1 主たる精神障がい初診年月日から6か月経過した時点で作成された診断書であること

6か月経過していないと手帳の交付対象外となります。診断書の新様式にはその欄が設けられていますので、最新の診断書様式（センターホームページからダウンロードできます）をお使いください。

- 2 全ての欄に記入があること

空欄があると記載もれと判断されます。該当がない場合はその旨を記載してください。

（再提出具体例）

- ・⑧「現在の障がい福祉等のサービスの利用状況」欄で該当するものに○又は記載なし
- ・②「初診年月日」欄の記載もれ

「主たる精神障がい初診年月日」は、主たる精神障がい欄に記載された病名で、前医を含め最初に診断された年月日を記載してください。

「診断書作成医療機関の初診年月日」は、診断書を作成した医療機関において、主たる精神障がいに記載された病名で最初に診断された年月日を記載してください。

- ・主たる精神障がい名が「てんかん」の場合、④「現在の病状、状態像等」（8）欄、発作型、頻度、最終発作等について記載もれ

3 記載された事項に食い違いがないこと

(再提出具体例)

- ・②「初診年月日」欄の、診断書作成医療機関の初診年月日が、主たる精神障がい
の初診年月日より過去にある

2に記載したとおり、診断書作成医療機関の初診年月日は、診断書を作成した医療機関において、主たる精神障がいに記載された病名で最初に診断された年月日を記載するので、主たる精神障がいの初診年月日と同日になることはあっても、過去になることはありません

- ・③「発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容」欄と、⑥-1「現在の生活環境」欄が矛盾している

③欄には、「入院中」とあり、⑥-1欄には、「在宅、家族と同居」に○があるなど

4 その他

(再提出具体例)

- ・⑦「⑥の具体的程度、状態等」欄について、誰からどの程度援助を受けているか具体的な記載がない

例えば、⑥-1欄には「単身」、⑥-2欄には「援助があればできる」が多い場合、他者からの援助を受けて生活していることが予想されますが、その程度を測るために、誰からどの程度援助を受けているかを書いていただく場合があります。

【自立支援医療費（精神通院医療）】

1 全ての欄に記入があること

空欄があると記載もれと判断されます。該当がない場合はその旨を記載してください。

(再提出具体例)

- ・⑤-3「訪問看護指示の有無」欄で、該当するものに○がない
- ・⑦「現在の障がい福祉サービス等の利用状況」欄で、該当するものに○がない
- ・①「病名」欄、ICDコードが2桁（例：統合失調症＝F2）

大分県ではICDコードは3桁（例：統合失調症＝F20）までの記入をお願いしています。

- ・「①の(1)主たる精神障がいが、ICDコードに準じ、F0、F1、F2、F3、G40に該当しない場合に、⑧「重度かつ継続」に関する意見」欄の該当するものに○がない。
- ・①の(1)主たる精神障がいが、ICDコードに準じ、F0、F1、F2、F3、G40に該当しない場合で、⑧「重度かつ継続」に関する意見」欄が該当の場合、⑨「医師の略歴」欄が空欄
- ・「年齢」欄が空欄
- ・⑤-2「精神療法等」欄が空欄

2 記載された事項に食い違いがないこと

(再提出具体例)

- ・①病名とICDコードが不一致
- ・③現在の病状、状態像等欄と⑤-2精神療法等欄の不一致

例えば、①主病名「てんかん」で③欄にはてんかんについての記載のみ、⑤-2「支持的精神療法」となっている場合

※ 平成25年1月1日から診断書の様式を変更しました。

(旧様式は平成25年4月1日作成分以降使用できません)

(精神障害者保健福祉手帳用及び精神通院医療用の両方が対象)

「重度かつ継続」に関する意見欄、及び医師の略歴欄を追加しました。

今まで、自立支援医療費(精神通院)の申請を行う場合(精神障害者保健福祉手帳との同時申請を行う場合もこれにあたる)に主たる精神障がいICDコードがF0~F3又はG40以外の場合は、医師の略歴欄(手帳用の場合は備考欄等)に医師の略歴を記載していただいておりますが、平成25年1月1日以降に作成する診断書には、診断書を記載する主治医が「重度かつ継続」に該当するか否かを判断していただき、「該当」の場合には医師略歴を記載していただくこととなりました。記載がなければ、再提出となりますので、ご注意ください。診断書は最新のものをお使いいただきますよう、お願いします。

(詳細はセンターホームページをご覧ください。)

精神障害者保健福祉手帳用の診断書様式↓

<http://www.pref.oita.jp/site/seisinhoken/tetyou.html>

精神通院医療用の診断書様式↓

<http://www.pref.oita.jp/site/seisinhoken/iryuu.html>